

芦屋市公金管理運用方針

1 趣旨

地方自治法、同法施行令及び地方財政法の規定に基づき、公金を安全、確実にかつ効率的に管理・運用するための必要な事項を定めるもの。

2 基本方針

(1) 基本原則

公金の管理運用は、以下の順位を基本原則とする。

- ① 元本の安全性の確保
- ② 支払等に支障が生じないための流動性の確保
- ③ 上記①②を確保した上で、余裕資金についての効率性・収益性の確保

(2) 公金運用にあたっては、当該金融商品を満期又は期限まで保有することを原則とする。ただし、次に掲げる場合は、運用中の預金の解約又は債券の売却を行うことができる。

- ① 資金の安全性を確保することが必要になった場合
- ② 支払現金等、流動性の確保が必要になった場合
- ③ 安全性を確保しつつ、効率性を向上させるために商品の組み替え、債券の売却を行う場合

3 管理・運用

(1) 歳計現金

歳計現金は、主として支払に充てるための現金であり、支払準備資金としての流動性を確保しながら、支障のない範囲で、運用を行う。

① 決済用預金等による保管

指定金融機関の決済用預金（別段預金、当座預金など、無利息、要求払い、決済サービスの提供ができるものをいう。）として保管することを原則とする。

② 余裕資金の運用

支払準備金に支障のない範囲内での余裕資金については、緊急時に解約対応等できる預金で運用するものとする。

債券による運用を行う場合は、残存期間の短い既発債、国庫短期証券（TDB）及び売戻特約付現先取引等による1年以内の短期運用とする。（ただし、企業会計資金は基金の例による。）

③ 一時借入金

一時的な資金不足による資金調達は、基金の繰替運用、一時借入（当座貸越含む）、保有債券の活用のうち、最も効率的な方法によるものとする。

基金の繰替運用については、年度を超えることはできない。

④ つり銭準備金

業務上、つり銭を必要とする所管に対し、申請に基づき、歳計現金の一部を資金として交付することができる。

交付された資金については、所管の出納員により適正に管理する。

(2) 歳入歳出外現金

歳入歳出外現金の保管・運用は、歳計現金の例による。

(3) 基金

基金は、中・長期にわたる資金の見通しを立て、安全かつ効率的に管理・運用する。

① 運用方針

基金(定額基金、財産区及び企業会計に属するものは除く)は、一括して運用し、運用益は各基金の各年度12月末残高割合により按分する。

② 管理運用

- ・ 一定の流動性を確保しながら、効率的な運用を行うため、定期性預金及び債券による運用を行い、金利変動リスクに対応するため、時期の分散などに留意する。
- ・ 運用期間は、定期性預金による場合は1契約につき2年以内、債券による場合は1契約につき20年以内を基本とし、それらを超える運用を行う場合は、その都度、下記5の「芦屋市公金管理運用検討委員会」(以下「委員会」という。)に諮るものとする。
- ・ 流動性確保のため、預金による運用割合が50%を下回らないものとする。

(4) 預託金

① 預託先金融機関

融資制度に係る預託を行う場合は、利用者の利便性等を考慮して、下記4(1)にかかわらず、融資制度を取扱う金融機関に預託を行う。

② 預託金の管理

決済用預金で預託し、全額預金保険の保護対象とする。

4 金融機関等の選択方針

(1) 預金先金融機関

市が資金の借入れ(市債、一時借入金をいう。)を行っている金融機関、又は預金保護制度の適用対象である金融機関について、経営状況等を総合的に評価・検討し、その中から経営の健全な金融機関を選択し預金をする。その際、本市指定金融機関、収納代理金融機関のほか、市内に支店、営業所等のある金融機関であることなども考慮する。

ただし、指定金融機関については、借入金に関わらず、支払準備資金と

しての決済用預金を行う。

経営状況等の総合的な評価・検討は、委員会で行う。

(2) 預金の限度額等

- ・ 預金は、元本割れリスクや金利変動リスクのないものとし、預金の限度額は、預金保険制度で保護される額、又は市の借入金相当額を限度とする。
ただし、他の運用が見込めない場合、金融機関等の経営状況の評価の上、1年以内の運用に限り、財政所管の長と協議し、市長の承認を得た場合は、この限りでない。
- ・ 前記を踏まえながら、特定の金融機関に預金が偏ることのないよう、分散して行う。
- ・ 市が金融機関から資金の借入れを行う場合は、借入先金融機関に保険事故が発生した場合に、市の借入金と預金額とを相殺できるよう必要な手続を行うものとする。ただし、金融機関の借入条件等により相殺できない場合は、この限りでない。
- ・ 財政所管の長は、金融機関から資金の借入れを行った場合は、資金の借入先、借入金額、借入期間、利率等について、資金の全部又は一部を返済した場合は、その内容について、直ちに会計管理者に通知するものとする。

(3) 債券による運用

債券による運用を行う場合は、別に定める基準に基づくものとする。

(4) 取引停止措置等

金融機関等が、違法・不正行為等による罰則、処分等を受けた場合は、公金管理運用検討委員会の協議を経て、当該金融機関等との取引停止等の措置を行うことができるものとする。

5 公金管理運用検討委員会の設置

- ・ 公金の管理・運用を行う部門の連携強化等を図るとともに、預金先金融機関の経営状況の調査・分析など、公金の管理・運用に関する事項の協議を行うため、「芦屋市公金管理運用検討委員会」を設置する。
- ・ 委員会の組織及び運営は、別に定める。

6 企業会計部門との調整

(1) 資金の運用

企業会計に属する現金を定期性預金として運用する場合又はその内容を変更する場合は、事前に会計管理者に通知するものとする。

(2) 資金の借入れ

金融機関から資金の借入れを行った場合又は資金の全部又は一部を返済した場合は、その内容について、直ちに会計管理者に通知するものとする。

7 証券類等の記録管理

預金証書及び債券の預り証は、次のとおり取扱うものとする。

- ① 日々の現在高及び運用状況を金融機関ごとに記録する。
- ② 出納の内容,購入した債券の種類及び発行内容等は,保管台帳に記録し,毎月1回保管状況の確認を行う。
- ③ 現金と同等の注意をもって保管及び出納を行う。
- ④ 5月,9月,3月のそれぞれ末日現在の保管状況を市長に報告する。

8 方針の見直し

この方針は,金融情勢の変化及び公金のより適切な運用方法等に対応していくため,必要に応じて見直しを行うものとする。

9 その他

この方針に定めるもののほか,公金の管理運用について必要な事項は,委員会に諮り,市長が別に定める。

芦屋市債券運用基準

- 1 この基準は、芦屋市公金管理運用方針に基づく債券の運用について、必要な事項を定める。
- 2 債券の運用に当たっては、安全性確保のため、元本の償還の確実性が高い国債、地方債、地方公社債、地方公共団体金融機構債、政府保証債、財投機関債及び法律に基づく一般担保付社債のいずれかによって運用するものとする。

なお、財投機関債、一般担保付社債については、信用格付業者登録簿に登録されている信用格付業者による格付けがいずれもBBB以上、かつ、うち半数以上はA格以上のものとし、運用期間は10年以内(BBB格を含む場合は5年以内)とする。
- 3 歳計現金及び歳入歳出外現金を債券運用する場合は、残存期間の短い既発債、国庫短期証券(TDB)、損失補償及び売戻特約付現先取引等による1年以内の短期の運用を行うものとする。
- 4 基金を債券運用する場合は、原則20年以内の運用とし、平均残存年数が10年を大幅に超えることのないよう留意する。
- 5 運用に当たっては、購入時期、期間等を考慮し分散する。

10年以上の長期間運用を行う場合は、定期的に一定額が償還されるラダー型運用を行うなど、金利変動リスクを考慮した運用を行うものとする。

10年未満の運用については、中期的な財政見通しの中で、その都度、財政所管の長と協議し、決定する。
- 6 債券の選択に当たっては、流動性にも一定配慮し、購入するものとする。
- 7 債券の購入に当たっては、取扱業者によって条件が異なる場合は、見積合わせを原則とするが、新発債のほか、見積合わせ指名競争入札による方法では希望する債券の購入が難しい場合等については相対取引とする。ただし、相対取引により購入する場合も、購入事業者について、既購入分も含め、分散、平準化するなどの措置を講ずる。
- 8 購入した債券は、元本及び利息を確保するため、満期償還期限まで保有することを原則とする。ただし、以下に掲げる場合には、債券を売却することができる。
 - (1) 資金の安全性を確保するために必要な場合
 - (2) 流動性を確保するために必要な場合

- (3) 安全性を確保しつつ、効率性を向上させるため債券の入替えを行う場合
- (4) 債券の売却により発生する売却益(経過利息含む)が、当該債券の売却日から満期日までに受ける予定の利息総額(償還差益含む)より多い場合

9 債券の会計処理については次のとおり取り扱うものとする。ただし、企業会計においては、企業会計におけるルールによるものとする。

- (1) 債券購入費用に、経過利息を加えたものを元本として処理する。
- (2) 運用期間中の受取利息は、利子収入として扱うものとする。
- (3) 経過利息が生じる債券にあつては、初回利息受け取り時に元本の償還があつたものとして処理(帳簿価格の減)し、受取利息から経過利息相当額を差し引いた額を利息として扱うものとする。
- (4) 債券価格と債券取得価格に差額がある場合の処理方法については、別途定める。

10 債券の保管に当たっては、次のことを記録し、管理する。

- (1) 債券の名称
- (2) 表面利率及び運用利回り
- (3) 発行日
- (4) 購入日、購入価格、経過利息及び額面価格
- (5) 満期償還日又は売却日
- (6) 償還価格又は売却価格
- (7) 利息受取日及び受取利息額
- (8) 購入先金融機関等名